

岩手県告示第 516 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 4 月 1 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 藪川川口線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字川口第 15 地割 112 番 2 地先から第 9 地割 31 番 2 地先まで	新	B 27.8~11.0 m	m 972.0
	旧	A 25.0~5.8	698.0
		B 27.8~11.0	972.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 土淵達曾部線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
遠野市附馬牛町上附馬牛 9 地割 150 番地先から下附馬牛 11 地割 153 番 1 地先まで	新	B 41.0~10.0 m	m 920.0
遠野市附馬牛町上附馬牛 9 地割 155 番 2 地先から下附馬牛 11 地割 158 番 4 地先まで	旧	A 70.0~5.2	1,019.2
遠野市附馬牛町上附馬牛 9 地割 150 番地先から下附馬牛 11 地割 153 番 1 地先まで		B 99.0~10.0	920.0

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 遠野地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで